

大淀町健康づくりセンター改修・運営事業
基本協定書（案）

令和8年 10 月

大淀町

目 次

第1条（目的）	1
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第3条（事業の概要等）	1
第4条（役割分担）	2
第5条（事業契約）	3
第6条（施設改修業務）	3
第7条（管理運営業務）	3
第8条（自主事業に係る業務）	4
第9条（再委託等）	4
第10条（権利義務の譲渡の禁止）	4
第11条（損害賠償）	4
第12条（契約の終了）	4
第13条（談合等があった場合の解除）	5
第14条（違約金）	6
第15条（秘密保持等）	6
第16条（管轄裁判所）	7
第17条（誠実協議）	7
別紙 用語の定義	11

大淀町健康づくりセンター改修・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、大淀町（以下「本町」という。）と、●●グループの代表企業である●●並びにその他の構成員である●●、●●、●●及び●●（以下、代表企業及びその他の構成員を総称して「事業者」という。）は、次のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定を含む本事業に係る各契約における用語の定義は、本文中において特に明示する場合及び文脈上別意に解すべきことが明らかである場合を除き、別紙に定めるところによる。

（目的）

第1条 本基本協定は、本町及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 本町は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業の概要等）

第3条 本事業は、要求水準書等（本基本協定、事業契約（第5条（事業契約）第4項に定義する。以下同じ。）、要求水準書（別添資料を含む。）及び募集要項等（募集要項及びその添付書類（「基本協定書（案）」、「建築設計業務委託契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「建築工事監理業務委託契約書（案）」、「指定管理基本協定書（案）」及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して本町が発出した書類をいう。以下同じ。）に定める次の各号に掲げる業務その他これらに付随・関連する一切の業務により構成されるものとする。

（1）設計業務

（2）施工業務（修繕・改修）

（3）工事監理業務

（4）管理運営業務

（5）自主事業に係る業務

2 本事業の日程（以下「事業日程」という。）は、要求水準書等及び技術提案書に定めるところとする。

3 事業者は、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を履行しなければならない。

(役割分担)¹

第4条 事業者を構成する各当事者（以下、当該当事者を呼称する場合には、それぞれ当該当事者の役割名でいうものとする。）は、それぞれ本事業における役割を次のとおり担い、次項以下の規定に従い、本事業の事業期間において当該役割に基づき本町から委託を受け、又は請け負った各業務を遂行するとともに、他の当事者をして、当該当事者が担う役割に基づき委託を受け、又は請け負った各業務を遂行させるものとする。

(代表企業)

●●

(施設改修者)

設計企業 ●●

施工企業 ●●

工事監理企業 ●●

(指定管理者)

維持管理企業 ●●

運営企業 ●●

(自主事業に係る業務の実施者)

●●企業 ●●

- 2 施設改修者は、本町から、本施設の設計・建設・工事監理に係る要求水準書等及び技術提案書に定める業務（以下、当該業務につき総称して「施設改修業務」といい、施設改修業務のうち、本施設の設計に関する業務を「設計業務」、本施設の施工（修繕・改修）に関する業務を「施工業務」、本施設の施工時の工事監理に関する業務を「工事監理業務」という。）の一切を一括して請け負い、●●が本施設の設計業務の一切を、●●が本施設の施工業務の一切を、●●が本施設の建設時の工事監理業務の一切を、それぞれ履行する。
- 3 指定管理者は、本町から、本施設の維持管理・運営に係る要求水準書等及び技術提案書に定める業務（以下、当該業務につき総称して「管理運営業務」という。）の一切を一括して受託し、維持管理企業が管理運営業務のうち維持管理に係る業務の一切を、運営企業が管理運営業務のうち運営に係る業務の一切を、それぞれ履行する。
- 4 自主事業に係る業務の実施者である●●企業は、本町から、本施設における自主事業に係る業務の実施に係る要求水準書等及び技術提案書に定める業務（以下「自主事業に係る業務」という。）の一切を一括して受託し、その一切を履行する。
- 5 事業者は、本事業全体を統括し、施設改修業務、管理運営業務及び自主事業に係る業務その他本事業に係る各業務間の連絡調整を行い、かつ本町との総合的な調整窓口を担う事業統括責任者を配置しなければならない。なお、事業統括責任者は、施設改修業務又は管理運営業務に係る責任者を兼務することができる。

¹ 提案における役割分担の内容に合わせて適宜調整することを想定しています。

(事業契約)

第5条 施設改修者のうち設計企業は、施設改修業務のうち設計業務に関し、本町との間で、募集要項等により示された様式及び内容の本施設に係る建築設計業務委託契約書（以下「設計業務委託契約」という。）を、本基本協定と同日付で締結する。

2 施設改修者のうち施工企業は、施設改修業務のうち施工業務に関し、本町との間で、募集要項等により示された様式及び内容の本施設に係る建設工事請負契約書（以下「建設工事請負契約」という。）を、本町が別途指定する日までに締結する。

3 施設改修者のうち工事監理企業は、施設改修業務のうち工事監理業務に関し、本町との間で、募集要項等により示された様式及び内容の本施設に係る建築工事監理業務委託契約書（以下「工事監理業務委託契約」という。）を、本町が別途指定する日までに締結する。

4 指定管理者は、管理運営業務に関し、本町との間で、募集要項等により示された様式及び内容の本施設に係る指定管理基本協定書（以下「指定管理基本協定」という。）を、本町が別途指定する日までに締結する。なお、設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約並びに指定管理基本協定を総称して「事業契約」という。

(施設改修業務)

第6条 施設改修業務の概要は、要求水準書等及び技術提案書に定めるとおりとする。

2 施設改修者は、設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約の定めるところに従い、設計企業をして、設計業務委託契約締結後速やかに設計業務に着手させ、工事監理企業をして、工事の進捗に応じて工事監理業務を実施させ、施工企業をして、本施設に係る修繕・改修を事業日程に定める引渡期限までに完成させ、本町への引渡しを完了するものとする。

3 施設改修者は、本施設の引渡後も、設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約の定めるところに従い、本施設の契約不適合責任を負担する。

4 前三項に規定するもののほか、施設改修業務の詳細は、設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約の定めるところに従うものとする。

(管理運営業務)

第7条 管理運営業務の概要は、要求水準書等及び技術提案書に定めるとおりとする。

2 管理運営業務に係る業務遂行期間は、要求水準書等及び技術提案書に定める期間（以下「管理運営期間」といい、その初日を「管理運営開始日」という。）とし、本施設の管理運営を事業日程のとおり管理運営開始日から開始し、令和20年3月31日に終了するものとする。

3 指定管理者は、管理運営期間の全期間にわたり、要求水準書等及び技術提案書に記載された基準に従い、本施設の指定管理者として、本施設に係る管理運営業務を遂行する。

4 前三項に規定するもののほか、管理運営業務の詳細は、指定管理基本協定の定めるところに従うものとする。

(自主事業に係る業務)

第8条 自主事業に係る業務の概要は、要求水準書等及び技術提案書に定めるとおりとする。

2 自主事業に係る業務に係る業務遂行期間は、管理運営期間に従う。

3 自主事業に係る業務の実施者は、自主事業に係る業務に係る業務遂行期間の全期間にわたり、要求水準書等及び技術提案書に記載された基準に従い、本施設に係る自主事業に係る業務を遂行する。

4 前三項に規定するもののほか、自主事業に係る業務の詳細は、指定管理基本協定及び技術提案書の定めるところに従うものとする。

(再委託等)

第9条 施設改修者、指定管理者及び自主事業に係る業務の実施者は、第5条（事業契約）各項の規定に従って締結された各契約に基づき受託し、又は請け負った業務に関し、事業契約において別途定める場合を除き、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 本町及び事業者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本基本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(損害賠償)

第11条 事業者のいずれかの当事者に係る事業契約に基づく本町に対する賠償義務については、事業契約において別段の定めがない限り、当該賠償義務の原因となった業務に関連する当事者が連帯して責任を負うものとし、本町は、当該各当事者に対して、本町が被った損害の範囲内において、その全額について賠償請求できるものとする。なお、事業者のうち当該責任を負わない当事者は、当該責任を負う当事者をして、本町に対する賠償責任を適切に履行させる。

(契約の終了)

第12条 本基本協定は、本基本協定の締結により法的効力を生じ、管理運営期間の満了日の経過をもって終了する。

2 前項の規定にかかわらず、事業契約の全部が終了し、又は締結されなかった場合（疑義を避けるために付言すると、設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約並びに指定管理基本協定の全部が終了し、又は締結されなかった場合を指し、そのいずれかのみが終了し、又は締結されなかった場合を含まない。）、同日をもって本基本協定も終了するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、第10条（権利義務の譲渡の禁止）、第11条（損害賠償）、本条（契約の終了）本項、第15条（秘密保持等）、第16条（管轄裁判所）及び第17条（誠実

協議)は、本基本協定の終了又は解除後も引き続き効力を有するものとする。

(談合等があった場合の解除)

第 13 条 本事業に関して事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、本町は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募手続（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 事業者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独禁法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、本町は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 役員等（事業者の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する

暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 事業者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本町が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

- 3 事業者のいずれかが募集要項等において提示された参加資格の全部又は一部を喪失した場合において、本町及び事業者が相当期間協議してもなお本町が合理的に必要と認める措置が講じられる見込みがないと本町が判断したときは、本町は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第14条 事業者は、事業者のいずれかが前条（談合等があった場合の解除）第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当するときは、本町が事業契約の全部又は一部を解除するか否かを問わず、違約金として、事業契約の契約金額（事業契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 3 第1項の場合において、本町に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、事業者は、その差額を本町の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、事業者は、連帯してこれを負担する。
- 4 事業契約において第1項と同一の趣旨に基づく違約金に係る規定がある場合、事業者は、当該規定にかかわらず、第1項の違約金を支払えば足りるものとする。

(秘密保持等)

第15条 本町及び事業者は、本基本協定及び本事業に関連して相手方から開示を受け、又は知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、本事業の目的の範囲内においてのみ使用し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示を受けた時点において既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、被開示者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (3) 開示を受けた時点において被開示者が既に正当に保有していた情報
 - (4) 開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報
 - (5) 被開示者が秘密情報を参照することなく独自に開発し、又は創出したことを書面により証明できる情報
- 3 本町及び事業者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その必要な範囲において秘密情報を開示することができる。この場合において、開示する当事者は、当該開示に先立って相手方に通知するよう努めるものとする。
- (1) 法令又は裁判所若しくは行政機関の命令・処分に基づき開示が義務付けられる場合
 - (2) 本事業の遂行上必要な範囲で、下請負人、再委託先その他の関係者に対し、当該者に本条（秘密保持等）と同等の秘密保持義務を書面により課した上で開示する場合
 - (3) 本事業に関与する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対し、当該者が法令上の守秘義務を負うことを確認した上で開示する場合
- 4 本町は、第1項の規定にかかわらず、本基本協定又は本事業に関して保有する情報について、大淀町情報公開条例（平成12年大淀町条例第24号）その他の本町の定める規程に従い、情報公開の手続を行うことができる。この場合において、本町は、開示請求に係る情報に事業者の秘密情報が含まれる可能性があると認めるときは、開示決定に先立ち、合理的な期間内に事業者に対してその旨を通知するよう努めるものとする。
- 5 事業者は、本事業の業務の遂行に際して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大淀町個人情報の保護に関する法律施行条例（平成18年大淀町条例第1号）その他の関係法令及び本町の定める規程を遵守し、適正に取り扱わなければならない。
- 6 事業者は、本条の規定に従って秘密情報を開示したその構成員の役員、従業員、下請負人、再委託先及びアドバイザーその他の関係者（以下総称して「役員等」という。）に対し、本条に規定する義務と同等の義務を遵守させるための適切な措置を講じなければならない。事業者の役員等が本条の義務に違反した場合は、事業者が当該違反について責任を負うものとする。

（管轄裁判所）

第16条 本町及び事業者は、事業契約に関して生じた当事者間の紛争について、奈良地方裁判所（本庁）を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（誠実協議）

第 17 条 本基本協定及び事業契約に定めのない事項について必要が生じた場合又は本基本協定及び事業契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、本町及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

本基本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、本町と事業者の各構成員がそれぞれその1通を所持する。

令和●年●月●日

本町 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地
 大淀町
 町長

事業者

(代表企業)

所 在 地
商 号
代表者氏名

(施設改修者)

(設計企業)

所 在 地
商 号
代表者氏名

(施工企業)

所 在 地
商 号
代表者氏名

(工事監理企業)

所 在 地
商 号
代表者氏名

(指定管理者)

(維持管理企業)

所 在 地

商 号

代表者氏名

(運営企業)

所 在 地

商 号

代表者氏名

(自主事業に係る業務の実施者)

所 在 地

商 号

代表者氏名

別紙 用語の定義

- (1) 「要求水準書」とは、「大淀町健康づくりセンター改修・運営事業 要求水準書」をいう。
- (2) 「技術提案書」とは、本事業の公募に当たり、事業者が提出した事業計画書、指定管理収支予算書及び自主事業計画書その他の一切の書類をいう。
- (3) 「指定開始日」とは、要求水準書に定める指定期間の開始日をいう。
- (4) 「指定管理料」とは、本町が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (5) 「利用料金」とは、本施設の利用の対価として施設利用者から指定管理者に支払われる施設利用料をいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及びその他本町及び事業者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、法令変更は不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (8) 「情報システム」とは、本業務を処理するための電子計算機（周辺機器及び通信回線を含む。）及び情報資産（本業務に関する情報及びその処理のために電子計算機が動作する仕組みに関する情報をいう。）が、体系的に構築された仕組みをいう。
- (9) 「情報セキュリティ」とは、情報システムに係る情報の盗用、改ざん、滅失、き損、漏えいその他不適正な取扱いによる情報システムの侵害及び停止等の事故を防止し、その信頼性を確保することをいう。
- (10) 「書面等」とは、書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (11) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (12) 「法令」とは、全ての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程をいう。

以上